

山口県報

令和8年
3月24日
(火曜日)

目次

- 規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....一
- 告示 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除(環境政策課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....三
- 救急病院の認定(医療政策課).....三
- 山口県指定有形文化財の指定(文化振興課).....三
- 山口県選定保存技術の選定及び山口県選定保存技術の保持者の認定(文化振興課).....三
- 保安林指定の解除(森林整備課).....四
- 周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四
- 公有水面の埋立ての承認の出願(港湾課).....四
- 公告 ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....五
- 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定(障害者支援課).....六
- スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定(スポーツ推進課).....六
- 土地改良区の役員(農村整備課).....七
- 土地改良事業の完了(農村整備課).....七
- 教委公告 青少年自然の家に係る指定管理者の指定.....八
- 人委規則 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 選管告示

直接請求に必要な有権者の数.....九

○公安委規則

- 山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則.....一〇
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....一〇
- 山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則.....一〇



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「別記一のとおりとする」を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)に定めるとおりとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、知事が内閣総理大臣の承認を受けて、当該救助の程度、方法及び期間を超えて別に特別基準を設定する」に改める。
第十三条中「別記二」を「別記一」に改める。

別記一を削り、別記二を別記一とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。



山口県告示第四百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域の指定に関する告示(令和六年山口県告示第四十五号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る形質変更時要届出区域

- 一 玖珂郡和木町和木六丁目七七一の二・七七一の五・七七一の八・七七一の九・七七四の三・七七五の二・七七八の三・七八八の二・七九〇の二から七九〇の五まで・八三四の二四・八四三の四・八四三の一・一〇五三の三・一〇五三の六・一〇五三の八・一二六七の三・一二六七の一三・一二六七の一四・一四一八の一・一四一八の一・二・一四一八の一四・一四一八の一五の一部
- 二 特定有害物質の種類
- 三 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

山口県告示第四百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	所	機	在	関	地	廃	止	年	月	日
中関薬局		防府師大字田島四二五の九					令和七、	三、	三		
三陽堂薬局		大島郡周防大島町大字東安下庄二九九					令和八、	二、	九		

山口県告示第四百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	所	機	在	関	地	指	定	年	月	日
しゅうなん薬局		周南市大字徳山四一〇の一					令和八、	三、	一		
三陽堂薬局		大島郡周防大島町大字東安下庄二九九の一二					令和八、	二、	一〇		

指定訪問看護事業者等
主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等
所在地
指定年月日

株式会社サクラ	宇部市大字西岐波二〇六八の一	ケアビレッジ桜訪問看護ステーション	宇部市大字西岐波二〇六六	令和七、	一	
---------	----------------	-------------------	--------------	------	---	--

山口県告示第四百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一	医療機関の名称及び所在地	変更後	二	変更年月日	
一	医療法人社団 松友会 まつもと整形救急外科病院	防府市天神二丁目一番四四号	医療法人社団 松本外科病院	防府市天神二丁目一番四四号	令和七年一〇月一日

一	医療機関の名称及び所在地	変更後	二	変更年月日
一	医療機関の名称及び所在地	変更後	二	変更年月日
二	変更年月日		二	変更年月日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人ひとつの会
 防府市大字佐野一五二の一

名称	所在地	名称	所在地
訪問看護ステーションスマイル ネット防府	防府市大字大崎八〇一	訪問看護ステーションスマイル ネット防府	防府市大字佐野一五二の一

二 変更年月日
 令和七年六月一日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

名称	所在地	名称	所在地
岩国市今津町一丁目一四番五一号		岩国市立訪問看護ステーション さくら	岩国市美和町波前一七

二 変更年月日
 令和七年七月一日

山口県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	廃止年月日
------------	----------------	------------	-------	-------

一般社団法人 徳山医師会	周南市東山町六番二八号	徳山医師会訪問介護事業所	訪問介護	令和七、五、三一
--------------	-------------	--------------	------	----------

山口県告示第百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月二十四日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
美祢市立美東病院	美祢市美東町大田三八〇〇	令和一一、三、二〇
美祢市立病院	〃 大嶺町東分一三三三の一	〃 〃
美祢市立病院	〃 〃	〃 〃
独立行政法人労働者健康安全機構山口労災病院	山陽小野田市大字小野田二二五の四	〃 〃
小野田赤十字病院	〃 〃 三七〇〇	〃 〃
山陽小野田市民病院	〃 〃 大字東高泊一八六三の〃	〃 〃
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎一〇〇七七	〃 〃 三一

山口県告示第百四十八号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	員数	所在の場所	所有者
周防鑄銭司跡出土銭貨資料	一	山口市春日町五番一号 山口市歴史民俗資料館	山口市
富壽神寶	二		
承和昌寶	七		
長年大寶	一		
饒益神寶	四		
貞觀永寶	一		

山口県告示第四百十九号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四十二条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる選定保存技術を山口県選定保存技術に選定し、及び同条第二項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる者を当該山口県選定保存技術の保持者として認定する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

選定保存技術	氏名	選定保存技術の保持者	住所
	生年月日		
檜皮葺	佐々木 真 日		
	昭和四十五年四月六日		山口市田政寺町五番四号

山口県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
長門市俵山字金ノ口一三三三二の一、一三三三八の二五（次の図に示す部分に限る。）、一三三三八の二八、一三三三八の三二・一三三三八の三三・字二郎太郎一三八〇九の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済産業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦一一一六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一一一六一の一、一一一六三の一・一一一六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一一六六の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画公園事業五・五・四百一水源山公園
- 三 事業施行期間
昭和四十七年二月十二日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市土井一丁目、政所一丁目、宮の前一丁目、大字富田及び大字下上

山口県告示第五百十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

同条第三項において準用する同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和八年三月二十四日から同年四月十四日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市建設部河川港湾課において公衆の縦覧に供

する。

令和八年三月二十四日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

周南市臨海町四番に接する岸壁の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 周南市大字富田字西ノ嶋五九三番の西ノ島三等三角点(北緯三四度三分

〇〇・〇六七〇秒東経一二二度四四分三五・七七九九秒) (以下「基準点」という。) から三二五度二六分三七秒六八九・一四メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二六度三一分三八秒七八・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一六度三一分三六秒一九・八〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から四六度三一分三九秒七八・三〇メートルの地点

(三) 面積

一、五五〇・三四平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市臨海町四番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた

区域

①の地点 基準点から三二八度二三分四九秒五二六・二六メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二七度四分四六秒二二七・七八メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一六度三一分三八秒三三六・七〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から四六度三一分三七秒四三五・三一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一三六度三一分三六秒二五・一六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一七五度五五分一九秒一六五・五六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三六度三一分三五秒二〇・〇七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二六度三六分四秒六二・七一メートルの地点

①の地点 ⑧の地点から一七九度五九分三一秒七〇・七八メートルの地点

(三) 面積 一〇四、三二六・二三平方メートル

三 埋立地の用途

埠頭用地

四 出願人

国土交通省中国地方整備局長

五 出願の年月日

令和八年二月二十五日



(七二) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

令和八年六月一日(月曜日)午後一時三〇分から三時三〇分まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和八年七月八日(水曜日)又は同月九日(木曜日)のいずれかで、知事が指

定する日

2 場所

山口市秋穂二島一〇六二

やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格

- 三 実技試験にあっては、学科試験に合格した者であること。
- 三 受験願書の受付期間
令和八年四月六日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（郵送の場合は、四月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 四 受験願書等の提出先

区 分	提出先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所（以下「事業所」という。）がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地为所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一））

- 五 提出書類等
 - (一) 受験願書
 - (二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
 - (三) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者については、学科試験に合格したことを証する書類
 - 六 受験手数料
一万七百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
 - 七 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 - (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。
 - 八 その他
 - (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三一二九七四）にすること。

(七三) 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定

身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。）第二十三条第一項の規定により、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 山口市鑄銭司二三六四番地一
 - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第十九条各号に掲げる業務に関すること。
 - (二) 条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第二十一条の規定により、山口県聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - 三 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間
 - (七四) スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定
山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。
- 令和八年三月二十四日
- 山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県立下関武道館	下 関 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪市中央区北浜四丁目一番二三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県スポーツ交流村	光 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(七五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊浦町土地改良区 監 事 福永 晋 下関市豊浦町大字室津上四八三

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊浦町土地改良区 監 事 森村 和明 下関市豊浦町大字室津下八五一

(七六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営大迫堤地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和七年六月六日

一 事業の名称

県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和七年六月三十日

- 一 事業の名称
県営森の池地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期
平成十八年八月十一日

- 一 事業の名称
県営納所地区農村地域防災減災事業
- 二 工事完了の時期
令和五年八月三十日

- 一 事業の名称
県営別所地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期
平成十八年二月二十三日



公 告

青少年自然の家に係る指定管理者の指定

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」とい
う。）第九条第一項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定
しました。

令和八年三月二十四日

山口県教育委員会

- 一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

名	称
位	置

山口県油谷青少年自然の家 長 門 市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社F E E L 下関市貴船町二丁目一四番二八号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
と。

- (三) 条例第五条の許可をすること。
- (四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 四 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

- 一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

名	称	位	置
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山	口	市
山口県由宇青少年自然の家	岩	国	市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
と。

- (三) 条例第五条の許可をすること。
- (四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

- 四 指定の期間
(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の表四級の項中「一三、四〇〇円」の下に「（学校職員給与条例別表第三の備考(二)に定める学校職員にあっては、一三、五〇〇円）」を加え、別表第二の九の表四級の項中「一三、〇〇〇円」の下に「（学校職員給与条例別表第三の備考(二)に定める学校職員にあっては、一三、一〇〇円）」を加える。

別表第三の八の表四級の項中「一二、五〇〇円」の下に「（学校職員給与条例別表第三の備考(二)に定める学校職員にあっては、一二、六〇〇円）」を加え、別表第三の九の表四級の項中「一二、二〇〇円」の下に「（学校職員給与条例別表第三の備考(二)に定める学校職員にあっては、一二、三〇〇円）」を加える。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和八年三月二十六日から施行する。
2 この規則による改正後の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和八年一月一日から適用する。
3 学校職員が、この規則による改正前の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて令和八年一月一日以後の分として支給を受けた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

山口県選挙管理委員会告示第五十六号



地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和八年三月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

Table with 3 columns: 直接請求の種類, 根拠規定, 必要な有権者の数. Rows include 県条例の制定又は改廃の請求, 県の事務の執行に関する監査の請求, 県議会の解散の請求, 県議会の議員の解職の請求.

副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	一三五、四八三
県の教育委員会の教	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	



山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成二十八年山口県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日印刷
令和八年三月二十四日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

別表第一山口県秋吉台青少年自然の家の項、山口市児童文化センターの項及び周東野外活動センターの項を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一山口市児童文化センターの項及び周東野外活動センターの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山口県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県秋吉台青少年自然の家の項、山口市児童文化センターの項及び周東野外活動センターの項を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表山口市児童文化センターの項及び周東野外活動センターの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。